

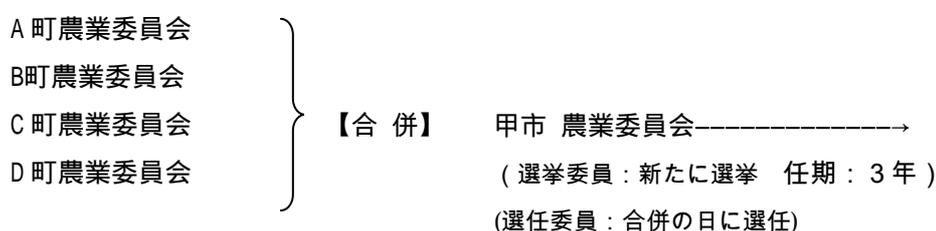
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに係る選択肢【新設合併の場合】

1 新市に1つの委員会を設置

(1) 原則

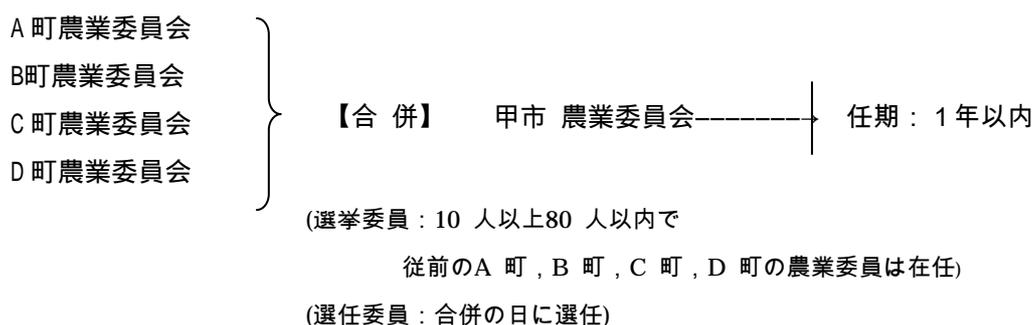
合併関係市町村の農業委員会は全て廃止され(したがって、当該農業委員会の選挙委員、選任委員ともに身分を失い)、新設の市町村につき1個の農業委員会となる。(選挙委員については、市町村の廃置分合の日から50日以内に設置による一般選挙を行う。また、選任委員については合併の日を選任する。)

- ・「農業委員会等に関する法律」第11条、「公職選挙法」第33条第3項
- ・「農業委員会等に関する法律」第12条



(2) 在任特例を適用

市町村合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙委員であって当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、10人以上80人以内の範囲で定められた数の者に限り、市町村の合併後1年以内でその協議で定められた期間は、引き続き合併後の新市町村の選挙委員として在任することができる。(合併後の新市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者が上記の定数(10人以上80人以下で定める数)を超える場合は、これら関係委員全員の互選により、合併後の新市町村の選挙委員として在任する者を選出する。)



また、協議により定められた所定期間経過後は、原則に戻り、一般選挙を行うこととなります。なお、この特例措置は、合併関係市町村の協議(協議は合併関係市町村の各議会の議決を経なければなりません。また、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければなりません。)により適用することができます。また、当該特例は、選挙委員に関する規定であり、選任委員については、合併の日を選任する必要があります。

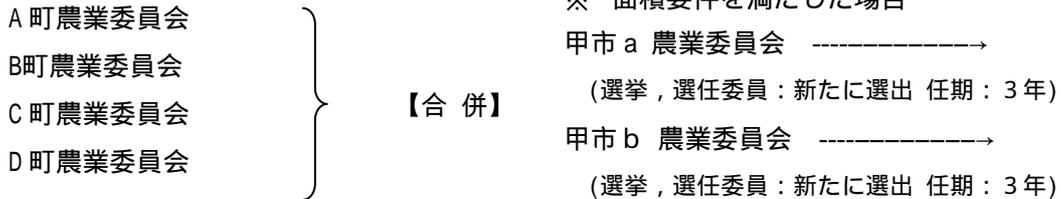
2 合併後2以上の農業委員会を設置

(1) 従来の区域と異なった区域ごとに委員会を置く場合

ア 原則

合併後の新市町村が、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2に規定する要件を満たした場合(市町村区域面積が24,000haを超えるか、または、農地面積が7,000haを超える)は、新市町村に2以上の農業委員会を設置することができる。(この場合、その市町村の廃置分合の日から50日以内に、その各農業委員会ごとに設置による選挙委員の一般選挙を行わなければなりません。選任委員については、各委員会ごとに、合併の日速やかに選任します。)

- ・ 「農業委員会等に関する法律」第3条第2項

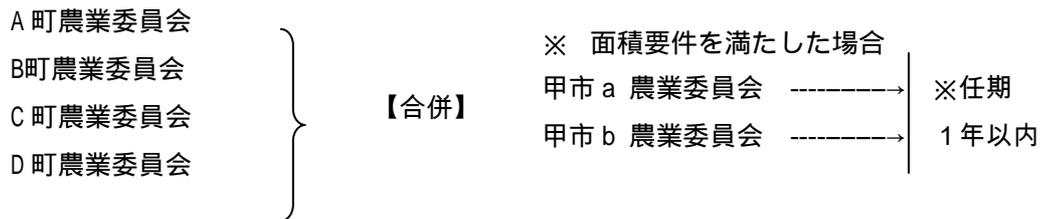


イ 在任特例

「合併後2以上の農業委員会を設置」する場合においても、各農業委員会毎に選挙委員の任期等に関する在任特例があります。

- ・ 「市町村の合併の特例に関する法律」第8条第3項

なお、この場合の選任委員については、合併日に選任することとなります。



(選挙委員: 各農業委員会ごとに10人以上80人以内で

従前のA町, B町, C町, D町の農業委員は在任)

(選任委員: 合併の日選出)

(2) 合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置(特例)

合併後の新市町村が、一定の要件を満たした場合(市町村区域面積が24,000haを超えるか、または、農地面積が7,000haを超える)であって、新市町村に置かれる2以上の農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、それらの農業委員会は、新市町村の農業委員会となってそのまま存続することができます。(農業委員会の選挙委員, 選任委員の身分もそのまま存続します。)

- ・ 「農業委員会等に関する法律」第3条第2項, 第34条第1項

